

介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護） 運営規程

独立行政法人地域医療機能推進機構若狭高浜病院附属介護老人保健施設

（運営規程設置の主旨）

第1条 独立行政法人地域医療機能推進機構若狭高浜病院附属介護老人保健施設（以下「当施設」という。）において実施する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

- 第2条 短期入所療養介護は、要介護状態と認定された利用者（以下、「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。
- 2 介護予防短期入所療養介護は、要支援状態と認定された利用者（以下、「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行い、利用者の介護予防及び療養生活の質の向上および心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目的とする。

（運営の方針）

- 第3条 当施設は、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話（支援）を行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 当施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当施設は、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村等と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当施設は、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすることができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 8 当施設は、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 独立行政法人地域医療機能推進機構若狭高浜病院附属介護老人保健施設
- (2) 開設年月日 平成6年4月1日
- (3) 所在地 福井県大飯郡高浜町宮崎87号14番地2
- (4) 電話番号 0770-72-5115
FAX番号 0770-72-5477
- (5) 管理者名 施設長 秋野 裕信
- (6) 介護保険指定番号 1852380011号

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1人
- (2) 医師 常勤換算0.7人以上
- (3) 薬剤師 常勤換算0.3人以上
- (4) 看護職員 常勤換算6.9人以上
- (5) 介護職員 常勤換算17.1人以上
- (6) 支援相談員 常勤1人以上
- (7) 作業療法士・理学療法士・言語聴覚士 常勤換算0.7人以上
- (8) 管理栄養士または栄養士 常勤1人以上
- (9) 介護支援専門員 常勤1人以上
- (10) その他
 - ・事務員 若干名
 - ・調理員 若干名
 - ・運転手 若干名

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、事業所で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村等との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し、入所者の心身の機能の維持・回復を図り、日常生活の資質を助けるための理学・作業・言語療法を計画的に行う。
- (8) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。

- (9) 介護支援専門員は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画をたてる。
- (10) 調理員は、利用者の食事の調理、盛り付け、配膳を行う。
事務員は、利用者及び家族並びに来訪者等への窓口対応を行う。
運転手は、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用者の送迎を行う。

(利用定員)

第7条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。

(事業の内容)

第8条

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事（糖尿食、心臓高血圧食、肝臓食等の治療食の提供にも応じます）・口腔ケア
- ③ 入浴
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理・栄養ケアマネジメント等の栄養状態、口腔衛生の管理
- ⑨ その他

(利用料金およびその他の費用)

第9条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とし、当該短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示により計算した短期入所療養介護費（介護予防短期入所療養介護費）の1割（介護保険法の定めにより保険給付が9割でない場合には、それに応じた割合）とする。

2 前項のほか、次の各号に掲げる費用を徴収する。

(1) 居住（滞在）費

- ① 個室〔室料・光熱水費〕 2, 1 6 0 円（1日あたり）
- ② 多床室〔光熱水費〕 4 3 7 円（1日あたり）

ただし、居住費負担限度額の認定者は、その負担限度額とする。

(2) 食費（1食につき）

- ① 朝食 4 7 0 円
- ② 昼食 6 7 3 円
- ③ 夕食 5 9 0 円

ただし、食費負担限度額の認定者は、その負担限度額とする。

(3) 行事費 実 費

(4) 理美容代 2, 2 0 0 円

(5) 日常生活費 2 3 0 円（1日あたり）

ヘアブラシ30円／本・カミソリ（使い捨て）50円／本・シェービング剤300円／本・牛乳石鹸80円／個・リンスインシャンプー800円／本・ボディソープ800円／本・おしぼり（使い捨て）20円／枚・フェイスタオル20円／枚・バスタオル50円／枚・食事用エプロン760円／枚・歯ブラシ50円／本・歯磨き粉100円／本・コップ500円／個・ポリデント710円／箱・口腔ケアウエットマイルド251円／袋・ティッシュ80円／箱・飲料（カフェオレ・ミルクココア・紅茶・アクアファイト等）50円／杯

上記物品については、利用者個人の希望に応じて提供するものとし、選択できる。

(6) 教養娯楽費	実 費
(7) 予防接種料	実 費
(8) 電気料〔1機種につき〕	55円（1日あたり）
(9) 私物洗濯代	4,400円（1月あたり）
(10) 死亡診断書	2,200円（1枚あたり）
(11) 死後処置	11,000円
(12) 寝まき代	1,700円（1枚あたり）
(13) アロマ代	110円（1回あたり）
(14) 2人部屋室料	750円（1日あたり）

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

4 新たな費用が発生した場合などは、その額を基礎として第2項の費用の内容および金額を変更することがある。

5 前項の変更を行う場合は、あらかじめ利用者またはその家族に対し変更内容について文書により説明したうえで、変更に同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

（通常の送迎の実施地域）

第10条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

高浜町

（身体拘束の廃止）

第11条 当施設は、原則として入所者に対し身体拘束を廃止する。ただし、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、いかに掲げる事項を実施する。

（1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

（2）身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

（3）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施する。

（褥瘡対策等）

第12条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第13条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 利用中の食事は、特段の事情がない限り事業者の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に、事業所は第8条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 面会は、当施設が定める時間帯で行っていただく。面会の際は必ず「面会申込書」をご記入いただく。ただし、感染症流行期等については、非接触型面会をはじめとする当施設が定める方法で行っていただく。
- ・ 消灯時間は、午後9時とする。他の利用者の迷惑にならないようにしていただく。

- ・ 外出を希望される場合は、ご家族とご相談の上、予め2～3日前に職員にお申し込みいただく。外出は、担当医師の許可を受けて可能とする。
- ・ 飲酒、喫煙、火気の取り扱いは当施設では固くお断りとする。
- ・ 設備・備品の毀損、及び備品を施設外へ無断で持ち出さないこと。故意又は重大な過失によって設備・備品に損害を与え、又は無断で備品の形状を変更したときは、その損害を賠償し、又は現状に回復する責を負わねばならない。
- ・ 衣類の洗濯はご家族対応か、業者によるクリーニング（要申込）を選択していただく。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、ペットの持ち込み、特定の政治活動」は、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために禁止とする。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止とする。
- ・ 当施設職員に対する暴言・暴力・セクハラ行為は禁止する。
- ・ 当施設職員の指示に従うこと。
- ・ 当施設内の清潔及び整頓、並びに身体及び衣類の清潔に努めること。
- ・ その他、施設長が必要と認める事項。

（非常災害対策）

第14条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。（事業所管理者とは別に定めることも可）
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、事業所職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底……随時
- (7) 当施設は前項に定める訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように連携に努める。
その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（事故発生の防止および発生時の対応）

第15条 当施設は、事故の発生またはその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

- (1) 事故が発生した場合の対応および次号に規定する報告の方法等を記載した事故発生防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合またはそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）および従業者に対する研修を定期的に行う。
- (4) 事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5) 当施設は介護保険サービスの提供を行っている時に、利用者に病状急変及びその他障害が生じた場合は速やかに医師又はあらかじめ定めた協力医療機関へ連絡を行う等、必要な措置を講じると共に管理者に報告する。

- 2 当施設は、利用者に対する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村等、利用者の家族等および当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- 3 当施設は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録する。
- 4 当施設は、利用者に対する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（虐待防止に関する事項）

第 16 条 当施設は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、当施設職員に周知徹底を図る。
 - （2）虐待の防止のための指針を整備する。
 - （3）当施設職員に対し、虐待の防止のための研修を年 2 回以上実施する。
 - （4）前 3 号に定める措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 当施設は、サービス提供中に、当該施設職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（職員の服務規律）

第 17 条 当施設職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- （1）利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- （2）常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- （3）お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（職員の質の確保）

第 18 条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当施設は、すべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

（職員の勤務条件）

第 19 条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める独立行政法人地域医療機能推進機構の就業規則による。

（職員の健康管理）

第 20 条 当施設職員は、この事業所が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

（衛生管理等）

第 21 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 管理栄養士、栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。

- 3 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。
- 4 当施設は、感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。
 - (1) 当施設における感染症の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を行う。
 - (2) 当施設における感染症または食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 当施設において、従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を年2回以上実施する。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、別に「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応をとる。

（業務継続計画の策定に関する事項）

- 第22条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じる。
- 2 当施設は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施する。
 - 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（就業環境の確保）

- 第23条 当施設は、適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスの提供を確保する観点、職場において行われる性的な言動または優越的關係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

（苦情処理）

- 第24条 当施設は、提供した短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に関する利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。
- 2 当施設は、提供した短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に関し、法第23条の規定による市町村が行なう文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 当施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。
 - 4 当施設は、提供した短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行なう法176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 5 当施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 25 条 当施設職員に対して、当施設職員である期間および当施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、当施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 26 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

2 運営規程の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

3 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、独立行政法人医療機能推進機構若狭高浜病院附属介護老人保健施設の施設長が定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成 19 年 7 月 1 日より施行する。

この改正規程は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

この改正規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

この改正規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

この改正規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

この改正規程は、平成 29 年 11 月 1 日より施行する。

この改正規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

この改正規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

この改正規程は、令和 3 年 8 月 1 日より施行する。

この改正規程は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

この改正規程は、令和 5 年 7 月 1 日より施行する。

この改正規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。